

月隈小学校改築工事基本設計プロポーザル説明書

目次

1. 業務の概要	・・・	1
2. 事務局	・・・	1
3. 提案方法	・・・	1
4. 参加資格	・・・	2
5. 募集及び選定スケジュール	・・・	5
6. 審査	・・・	5
7. 参加表明書の作成及び記載上の留意事項	・・・	6
8. 参加表明書の提出について	・・・	7
9. 一次審査の評価基準及び審査方法について	・・・	8
10. 技術提案書の作成及び記載上の留意事項	・・・	10
11. 技術提案書の提出について	・・・	11
12. 二次審査の評価基準及び審査方法について	・・・	12
13. 視覚的表現の取扱い	・・・	15
14. ヒアリング	・・・	19
15. 選定・非選定理由に関する事項	・・・	19
16. 質問の受付及び回答	・・・	19
17. 委託契約	・・・	20
18. その他の留意事項	・・・	20
19. 位置図	・・・	21
20. 委託説明書及び特記仕様書等	・・・	22

1. 業務の概要

(1) 業務件名

月隈小学校改築工事基本設計業務委託

(2) 業務内容

月隈小学校改築工事に係る基本設計

(建替えに伴う仮設校舎の設計、既存校舎の解体や改修などの設計を含む)

※業務の詳細については別添の委託説明書及び委託仕様書のとおりとする。

※校舎等の配置については別紙のとおりとする。

(3) 業務の目的

「福岡市学校施設長寿命化計画」により、コストの縮減と財政負担の平準化を図りつつ、計画的に改修・建替えを進めていく中で、原則として築年数の古い学校から、建替えに着手することとした。

月隈小学校は令和7年で築66年を迎えたため、本計画の対象となった。建替え方については、敷地に高低差があり、反転建替えでは建替え後の運動場の整備が難しいことから、運動場に仮設校舎を建設し、既存校舎を解体した後に原位置での建替えを行う。

(4) 施設概要

位 置：福岡市博多区月隈3丁目660番2ほか(地名地番)

用 途 地 域：第1種住居地域(建ぺい率60%、容積率200%)

敷 地 面 積：約14,300㎡

構 造：鉄筋コンクリート造、鉄骨造等

階 数：地上4階以下

延 床 面 積：約5,300㎡

概算工事費：約35億6千万円(税込)

※参考として概算工事費を示しているが、更なる工事費の削減に努めること。

(5) 履行期間(予定)

建築：契約締結の翌日から 令和8年3月16日まで

設備：契約締結の翌日から 令和8年3月16日まで

2. 事務局

〒810-8620

福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所3F

福岡市 財政局 アセットマネジメント推進部 アセットマネジメント推進課 計画調整係

TEL : 092-733-5426 FAX : 092-733-5868

Email : asset-management.FB@city.fukuoka.lg.jp

3. 提案方法

本件は、建築設計者単独又は建築設計者2者による設計共同企業体(以下、「建築設計共同企業体」という。)と設備設計者の「共同提案」とする。

なお、共同企業体とは、業務を共同連帯して営むことを目的として、複数の企業が協定を結んだ組織のことを示す。

また、共同提案とは、共同提案者による共同企業体の結成を求めるものではなく、選定後に各委託業務を提案者各々と契約するものである。

4. 参加資格

(1) 共通事項（建築設計者及び設備設計者の両方に適用されるため、留意すること）

- ①「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿（種別：委託）」の申請区分業種「建築設計」又は「設備設計」に登載されている者であり、当該名簿の有効期間内にこの設計プロポーザルの公示の日（以下「公示日」という。）又は参加表明書提出期限日が含まれていること。
- ②一級建築士事務所であること。
- ③地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- ④公示日から契約予定者決定の日（契約予定者がなかったときは、この設計プロポーザルの終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。
- ⑤公示日から契約予定者決定の日（契約予定者がなかったときは、この設計プロポーザルの終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- ⑥市町村税を滞納していない者であること。
- ⑦消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- ⑧会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑨設計共同企業体の代表構成員以外の構成員が、参加表明の後、技術提案書の提出を行うまでの間に上記②から⑧の参加資格に該当しなくなった場合は、新たな提案者を補充することができる。ただし、補充する提案者は、参加資格等の全てを満たすことを条件とする。
- ⑩同日に公募する「千代小学校・千代中学校改築工事基本設計プロポーザル」「アイランドシティ地区新設中学校新築工事基本設計プロポーザル」について、同一の共同企業体、共同提案者とであれば、同時に参加表明することができる。

(2) 建築設計

福岡市財政局が令和6年度に行った設計プロポーザル（下記）において選定された契約者については当該設計業務に配置されている技術者と異なる場合のみ参加を認める。

【令和6年度設計プロポーザル実施事業】

- ・福岡市消防学校機能強化建築工事基本設計プロポーザル
- ・宮松小学校改築工事基本設計プロポーザル
- ・吉塚中学校改築工事基本設計プロポーザル
- ・大楠小学校改築工事基本設計プロポーザル
- ・箱崎中学校及び教育研究施設新築工事基本設計プロポーザル

ア. 建築設計者単独の場合

- ①（１）共通事項①について、申請区分業種が建築設計で入札参加希望順位が１位の者であること。
- ②福岡市内に本店を有すること。
- ③一級建築士の資格を有した直接的かつ恒常的な雇用関係にある管理技術者を、当該業務に設計担当者として配置することが可能な事務所であること。
- ④平成２６年４月１日から参加表明する日までの間に履行が完了した、国公立又は私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学又は高等専門学校の延床面積が２,７００㎡以上の建築基準法における新築、改築又は増築の基本設計（基本計画を除く。）又は実施設計業務の受注実績があること。
※増築の場合は、増築部分の延床面積が２,７００㎡以上に限る。

イ. 建築設計者２者による建築設計共同企業体の場合

- ①（１）共通事項①の要件を満たす代表構成員と構成員の間で自主的に結成する。ただし、そのうち１者は必ず福岡市内に本店を有する者とし、もう１者は福岡市内に本店を有する者又は福岡市内に支店（本市に代理人届を提出している者に限る。）を有する者とする。
- ②（１）共通事項①について、申請区分業種が建築設計で入札参加希望順位が１位の者であること。
- ③一級建築士の資格を有した直接的かつ恒常的な雇用関係にある管理技術者を、当該業務に設計担当者として配置することが可能な事務所であること。
- ④構成員の最低出資比率が、３７.５％以上であること。
- ⑤代表構成員の出資比率が、５０％を超えていること。
- ⑥本プロポーザルに参加を希望するものは、参加表明書及び設計共同企業体協定書の写し他必要書類を所定の期限までに提出しなければならないものとする。
- ⑦代表構成員が技術提案書の提出を行うまでの間に、（１）共通事項②から⑧の参加資格に該当しなくなった場合は、当該企業体の参加資格を取り消すものとする。
- ⑧建築設計共同企業体の代表構成員又は構成員のいずれかが、平成２６年４月１日から参加表明する日の間に履行が完了した、国公立又は私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学又は高等専門学校の延床面積が２,７００㎡以上の建築基準法における新築、改築又は増築の基本設計（基本計画を除く。）又は実施設計業務の受注実績があること。
※増築の場合は、増築部分の延床面積が２,７００㎡以上に限る。

(3) 設備設計

福岡市財政局が令和６年度に行った設計プロポーザル（下記）において選定された契約者についても参加を認める（業務を滞りなく遂行できる場合のみ技術者の重複を可とする）。

【令和６年度設計プロポーザル実施事業】

- ・福岡市消防学校機能強化建築工事基本設計プロポーザル
- ・筥松小学校改築工事基本設計プロポーザル
- ・吉塚中学校改築工事基本設計プロポーザル
- ・大楠小学校改築工事基本設計プロポーザル

・箱崎中学校及び教育研究施設新築工事基本設計プロポーザル

- ①前記（１）共通事項①について、申請区分業種が設備設計で入札参加希望順位が１位の者であること。
- ②福岡市内に本店を有すること。
- ③電気設備、機械設備の分野毎に、下表の資格又は実務経験を有した直接的かつ恒常的な雇用関係にある管理技術者を、当該業務に配置することが可能な事務所であること。

	電 気 設 備	機 械 設 備
有する者 指定資格を	建築設備士、該当する部門の技術士、設備設計一級建築士、一級又は二級建築士、１級又は２級電気工事施工管理技士、第一種～第三種電気主任技術者	建築設備士、該当する部門の技術士、設備設計一級建築士、一級又は二級建築士、１級又は２級管工事施工管理技士、空気調和衛生工学会設備士
有しない者 指定資格を	実務経験者 下記に示す最終学歴に応じた年数以上の実務経験を有し、市長が適当と認めるもの。 ・大学：指定学科は３年以上、指定学科以外は４年６月以上 ・短期大学：指定学科は５年以上、指定学科以外は７年６月以上 ・高等専門学校：指定学科は５年以上、指定学科以外は７年６月以上 ・高等学校：指定学科は９年以上、指定学科以外は１０年６月以上 ・その他：１４年以上	

※ 「管理技術者」とは、「建築設計業務委託契約書」（平成１０年１０月１日建設省厚契発第３７号）第１６条の定義による。

5. 募集及び選定スケジュール

区分	項 目	日 程（予定）
一 次 審 査	募集公示	令和7年 7月 3日（木）
	プロポーザル説明書の配布	令和7年 7月 3日（木）から 令和7年 7月17日（木）
	第1回質問受付	令和7年 7月 3日（木）から 令和7年 7月 8日（火）
	第1回質問最終回答	令和7年 7月14日（月）
	参加表明書及び関係書類受付	令和7年 7月 3日（木）から 令和7年 7月17日（木）
	一次審査	令和7年 7月31日（木）
	審査結果通知	令和7年 8月 1日（金）
二 次 審 査	第2回質問受付	令和7年 8月 1日（金）から 令和7年 8月 7日（木）
	第2回質問最終回答	令和7年 8月15日（金）
	技術提案書受付	令和7年 8月 1日（金）から 令和7年 8月21日（木）
	二次審査（ヒアリング）	令和7年 9月下旬 ～ 令和7年10月上旬
	審査結果発表（公表・通知）	令和7年10月上旬

6. 審査

（1）選定委員会

設計者の選定は、別に定める月隈小改築工事設計者選定委員会設置要綱に基づき設置する設計者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の評価に基づき行う。

なお、選定委員は次のとおり。

	所属及び役職
委員長	財政局 理事
副委員長	財政局 アセットマネジメント推進部長
委員	財政局 アセットマネジメント推進部 施設建設課長
委員	財政局 アセットマネジメント推進部 設備課長
委員	教育委員会 教育環境部部長（学校施設アセットマネジメント担当）
委員	教育委員会 教育環境部 用地・建替計画課長
委員	教育委員会 教育環境部 学校設備課長

（2）技術委員会

選定委員会において設計者の選定を行うに当たり、別に定める設計プロポーザル技術委員会設置要綱に基づき設置する設計プロポーザル技術委員会（以下「技術委員会」という。）

に意見を求める。なお、技術委員は次のとおり。

	所属及び役職	氏名
委員長	福岡大学 工学部 建築学科 教授	池添 昌幸
副委員長	九州大学大学院 人間環境学研究院 都市・建築学部門 准教授	古賀 靖子
委員	九州産業大学 建築都市工学部 建築学科 教授	北山 広樹
委員	九州大学大学院 人間環境学研究院 都市・建築学部門 准教授	小山 智幸

(3) 委員等への接触・要求について

選定委員・技術委員及び事務局関係者に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求（本説明書に定める手続きは除く。）を禁止する。

また、審査の公平性に影響を与える行為があったと選定委員会が認めた場合、その参加者は失格となることがある。

（一次審査）

7. 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

(1) 提出様式

参加表明書の様式は、様式1～3（A4判）とする。

なお、市町村税を滞納していないことの証明書並びに消費税及び地方消費税納税証明書の提出は免除とする。

(2) 記載上の留意事項

管理技術者（様式2）及び主任担当技術者（※1）（様式3）について、主たる分担業務分野（※2）毎に以下の項目を記載する。

①氏名

技術者の氏名を記載する。

②生年月日等

技術者の生年月日及び年齢（参加表明書の提出期限現在）を記載する。

③所属等

技術者の所属する部署及び役職を記載し、技術者の雇用関係を確認できる書類（健康保険被保険者証等）の写しを添付すること。（写しがない場合は無効とする。）

なお、添付にあたっては、あらかじめ保険証（写）の保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングを施すこと。

④資格

技術者の保有する資格のうち、8ページ「9. 一次審査の評価基準及び審査方法について」における「ア. 資格評価表」に記載された当該分野の資格を記入し、技術者の保有する資格に関する証明書の写しを添付すること。（写しがない場合は無効とする。）

⑤業務の実績

(ア)技術力として評価の対象とする実績

8ページ「9. 一次審査の評価基準及び審査方法について」における「イ. 技術力として評価対象とする業務の実績」を参照すること。

(イ)記載項目

- 業務の名称

- 業務の内容及び発注者

対象業務の概要・規模・構造・発注者を記載する。発注者については、発注機関名を記載する。再委託を受けた業務の場合は大元の発注者を記載する。あわせて、分担業務分野及び携わった立場（管理技術者、主任担当技術者、担当技術者）を記載する。

- 当該業務における ZEB Ready 以上の認証取得の実績の有無

- 履行期間

(ウ)注意事項

- 記載する件数は1人ごとに1件とし、また、記載した業務については契約書若しくは履行証明書（再委託を受けた業務の場合は大元の発注者から業務実施者までの全ての契約が確認できる書類）の写しを提出すること。（写しがない場合は無効とする。）
- 工事種別（新築、改築、増築）、延床面積等を確認できる書類（確認済証の写し等）を提出すること。
- ZEB Ready 以上の認証取得の実績がある場合は、認証取得を確認できる書類を提出すること。
- 本件及び「千代小学校・千代中学校改築工事基本設計プロポーザル」「アイランドシティ地区新設中学校新築工事基本設計プロポーザル」に同時に参加表明する場合の管理技術者及び主任担当技術者については、同一の技術者も可とし、様式2-1から様式3-4に記載する技術者の実績をそれぞれの案件ごとに提出すること。
- 設備設計業者については現在手持ちの設計プロポーザルの案件があれば様式2-2、3-3、3-4に記載すること。また、技術者が重複する場合は別途誓約書を提出すること。

※1 「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

※2

分担業務分野	業務内容
総 合	平成31年国土交通省告示第98号別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」
構 造	同上「構造」
電 気	同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
機 械	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの

8. 参加表明書の提出について

提出期限：令和7年7月17日（木）17：00までに事務局へ提出すること。

提出方法：①メール asset-management.FB@city.fukuoka.lg.jp 宛メール添付

PDF もしくは Microsoft Word、Excel ファイル形式

（1通につき容量20MBまで）

※参加表明書に記載のメールアドレスより送信すること。

②郵送 書留郵便にて提出期限必着（費用は提出者負担）

③窓口 持参（持参の場合は事前連絡が必要。）

※郵送または窓口に持参する場合は、様式1～3及び各種添付資料を各1部提出するものとする。

9. 一次審査の評価基準及び審査方法について

（1）参加表明書の評価項目、判断基準及び配点は以下のとおりである。

評価項目	評価の着目点				配点
		判断基準			
資格	専門分野の技術者資格	各分担業務分野について、資格の内容を「ア. 資格評価表」により評価する。	主任担当技術者	総合	10
				構造	10
				電気	10
				機械	10
技術力	管理技術者、主任担当技術者の実績（実績の有無及び携わった立場）	「イ. 技術力として評価対象とする業務の実績」がある場合、実績の立場に応じて「ウ. 技術力評価表」により評価する。	管理技術者	建築	20
				電気	10
				機械	10
			主任担当技術者	総合	5
				構造	5
				電気	5
				機械	5
			合計		100

ア. 資格評価表

分担業務分野	評価する資格（番号の順に評価する。）	評価ウェイト
総合・構造	構造設計一級建築士、一級建築士	1.0
電気	①建築設備士、技術士（ただし、該当する部門） 設備設計一級建築士、一級建築士 第一種電気主任技術者	1.0
	②1級電気工事施工管理技士、二級建築士 第二種電気主任技術者	0.4
	③2級電気工事施工管理技士 第三種電気主任技術者	0.2
機械	①建築設備士、技術士（ただし、該当する部門） 設備設計一級建築士、一級建築士	1.0
	②1級管工事施工管理技士、二級建築士	0.4
	③2級管工事施工管理技士 空気調和衛生工学会設備士	0.2

イ. 技術力として評価対象とする業務の実績

【同種業務の実績】

平成 26 年 4 月 1 日から参加表明する日までの間に履行が完了した、a 又は b のいずれかの実績を有していること。

- a：地上 3 階建て以上かつ延床面積 5,300㎡以上の国公立又は私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学又は高等専門学校の建築基準法における新築、改築又は増築（増築の場合は、増築部分の延床面積が 5,300㎡以上に限る。）の基本設計（基本計画を除く。）又は実施設計業務の受注実績。
- b：国公立又は私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学又は高等専門学校の建築基準法における新築、改築の実施設計業務にて、ZEB Ready 以上の認証取得の実績。

【類似業務の実績】

平成 26 年 4 月 1 日から参加表明する日までの間に履行が完了した、地上 3 階建て以上かつ延床面積 2,700㎡以上の国公立又は私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学又は高等専門学校の建築基準法における新築、改築又は増築（増築の場合は、増築部分の延床面積が 2,700㎡以上に限る。）の基本設計（基本計画を除く。）又は実施設計業務の受注実績があること。

ウ. 技術力評価表

・管理技術者の場合

	携わった立場	評価ポイント
①同種業務 1.0	①管理技術者 1.0	1.0
	②主任担当技術者 0.5	0.5
	③担当技術者 0.25	0.25
②類似業務 0.5	①管理技術者 1.0	0.5
	②主任担当技術者 0.5	0.25
	③担当技術者 0.25	0.125

・主任担当技術者の場合

	携わった立場	評価ポイント
①同種業務 1.0	①管理技術者、主任担当技術者 1.0	1.0
	②担当技術者 0.5	0.5
②類似業務 0.5	①管理技術者、主任担当技術者 1.0	0.5
	②担当技術者 0.5	0.25

(2) 評価対象となる管理技術者及び主任担当技術者については下記の要件を満たすものとする。

- ①管理技術者及び主任担当技術者は、参加表明書及び技術提案書の提出者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。（ただし、構造の主任担当技術者は除く。）
- ②記載した実績の履行期間内の雇用が健康保険被保険者証等で確認できること。
- ③管理技術者は、建築、電気、機械それぞれに 1 名であること。
- ④主任担当技術者は、分担業務分野ごとに 1 名であること。
- ⑤管理技術者は、主任担当技術者を兼任していないこと。また、主任担当技術者についても、

他の分担業務分野の主任担当技術者を兼任していないこと。

⑥従事する予定の分担業務分野の実績を有していること。

(3) 一次審査方法

同日に公示する本件及び「千代小学校・千代中学校改築工事基本設計プロポーザル」「アイランドシティ地区新設中学校新築工事基本設計プロポーザル」については、一次審査の評価基準に基づき評価し、技術提案書の提出者（二次審査に進める者）として案件ごとに評価点の合計点が高いものから4者を選定する。

ただし、同点の者がいた場合は4者を超えたとしても技術提案書の提出者（二次審査に進める者）として選定する。

（二次審査）

10. 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 基本事項

- ① プロポーザルは調査、検討及び設計業務における具体的な取組方法及び設計対象に対する発想・解決方法等について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部（図面、模型写真等）の作成や提出を求めるものではない。
- ② 具体的な設計作業は、契約後に技術提案書に記載された具体的な取組方法を反映しつつ、発注者が提示する資料に基づいて発注者と協議のうえ開始することとする。
- ③ 本説明書1ページ記載の概算工事費を参考に技術提案書を作成すること。
- ④ 本説明書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書、又はこの書面及び別添の様式に示された条件に適合しない技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

(2) 提出様式

技術提案書の様式は、様式4～7とする。

① 「課題に対する提案」の二次審査参加者への閲覧について（様式4）

② 業務の実施方針（様式5-1）

事業実施に対する課題やその対処方針、コスト管理等についてA4判縦1枚に簡潔に記載する。

③ 業務の実施体制（様式5-2）

人員配置や役割分担、社内外の連携や協力体制等についてA4判縦1枚に簡潔に記載する。

④ 業務の実施工程（様式5-3）

設計工程を含む委託業務全体のスケジュールの組み立てや管理方法についてA4判縦1枚に簡潔に記載する。

⑤ 評価テーマに対する技術提案（様式6-1、6-2）

12ページ「12. 二次審査の評価基準及び審査方法について」に示した評価テーマに対する提案をA4判縦各1枚に記載すること。

⑥設計業務委託料の見積金額（様式7）

基本設計業務（税抜）

委託上限額	38,380千円 [29,013千円（建築）、9,367千円（設備）]
委託下限額	29,423千円 [22,251千円（建築）、7,172千円（設備）]

上記の金額の範囲内において、建築設計業務委託料、設備設計業務委託料の見積金額及びその合計金額を税抜で記載する。

(3) 記載上の留意事項

（様式5-1）（様式5-2）（様式5-3）（様式6-1）（様式6-2）共通

- 文章による表現を基本とする。
- 箇条書きを原則とし、基本的な考え方を簡潔に記載すること。
- 文字の大きさは11ポイント以上を厳守すること。
- 視覚的表現については、文章を補完するため必要最小限な範囲においてのみ認める。
- 文章と無関係の視覚的表現を掲載することや、具体的な建物の設計又はこれに類する表現、詳細・細部の描き込みや、簡易でない表現をしてはならない。（視覚的表現の見栄えの良さや精度で差をつけて評価するものではない。）

※詳細は15ページ「13 視覚的表現の取扱いについて」を参照のこと。

- 技術提案書の提出者（協力事務所を含む。）を特定することができる内容（具体的な社名、組織名）、技術者名、過去に設計した建築物の名称、過去に受注した設計業務の名称等）の記載をしてはならない。

11. 技術提案書の提出について

提出期限：令和7年8月21日（木）17：00までに事務局へ提出すること。

提出方法：①メール asset-management.FB@city.fukuoka.lg.jp宛メール添付
PDFもしくはMicrosoft Word、Excelファイル形式
（1通につき容量20MBまで）

※参加表明書に記載のメールアドレスより送信すること。

②郵送 書留郵便にて提出期限必着（費用は提出者負担）

③窓口 持参（持参の場合は事前連絡が必要。）

※郵送または窓口持参の場合は、様式4及び様式7については各1部、
様式5及び様式6については各14部提出するものとする。

※用紙の厚さは一般的なコピー用紙程度とする。

※様式7については、参加者全員の代表者印が必要なため、提出方法は②又は③のみとする。

12. 二次審査の評価基準及び審査方法について

(1) 評価テーマは以下のとおりとする。

テーマ1「土砂災害等や高低差のある敷地を考慮した施設計画」(様式6-1)

(提案主旨)

以下の要素を考慮した施設計画の考え方を求める。

- ・土砂災害特別警戒区域を想定した配置計画
- ・高低差がある敷地で、児童や教員が使いやすい既存体育館と新設校舎をつなぐ動線の配慮

テーマ2「工事中における児童や職員への安全や学校運営に配慮した改築計画」(様式6-2)

(提案主旨)

以下の要素を考慮した施設計画の考え方を求める。

- ・既存校舎(北校舎)を活用しながら、工事中の運動場の確保を考慮した仮設校舎の計画
- ・工事中の人と車両の動線や騒音・振動の軽減への配慮

(2) 技術提案書の評価項目、判断基準及び配点は以下のとおりである。

評価項目				配点	
		判断基準			
資格	専門分野の技術者資格	各分担業務分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。		一次審査評価点の15%を換算	15
技術力	管理技術者、主任担当技術者の業務の実績	以下の順で評価する。 ① 業務の実績がある。 上記に加え実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ① 管理技術者 ② 主任担当技術者 ③ 担当技術者 ●主任担当技術者の場合 ① 管理技術者、主任担当技術者 ② 担当技術者			
業務の実施方針や手法等 (評価にあたっては技術提案書の内容及びヒアリングの結果により総合的に判断を行う。)	業務の実施方針	・現場条件や工事特性を踏まえ、設計上の課題を的確に捉え、実行可能な実施方針であるか。 ・コスト管理について、どの程度、効果的で実現性の高い提案がされているか。		a 極めて優れている b 大変優れている c 優れている d 良好 e 一般的な内容に留まる	20 15 10 5 0
	業務の実施体制	・技術者が持つ経験や能力を活かした、効果的で実効性のある体制となっているか。		a 極めて優れている b 大変優れている c 優れている d 良好 e 一般的な内容に留まる	20 15 10 5 0
	業務の実施工程	・発注者や学校、地元関係者等との意見のすり合わせを行う頻度、タイミング等が適切に計画された工程となっているか。		a 極めて優れている b 大変優れている c 優れている d 良好 e 一般的な内容に留まる	20 15 10 5 0
	評価テーマに対する技術提案	・各テーマに対する提案に技術面やコスト面、経験や実績等の裏付けがあるか。 ・独創性や付加価値のある提案となっているか。	土砂災害等や高低差のある敷地を考慮した施設計画	a 極めて優れている b 大変優れている c 優れている d 良好 e 一般的な内容に留まる	20 15 10 5 0
			工事中における児童や職員への安全や学校運営に配慮した改築計画	a 極めて優れている b 大変優れている c 優れている d 良好 e 一般的な内容に留まる	20 15 10 5 0
業務価格	設計委託料の見積金額	a～eの5段階で評価する。 (評価点算定式) a＝ 最低見積金額以上、(最低見積金額＋(委託上限額－最低見積金額)×1/5)未満 b＝(最低見積金額＋(委託上限額－最低見積金額)×1/5)以上、(最低見積金額＋(委託上限額－最低見積金額)×2/5)未満 c＝(最低見積金額＋(委託上限額－最低見積金額)×2/5)以上、(最低見積金額＋(委託上限額－最低見積金額)×3/5)未満 d＝(最低見積金額＋(委託上限額－最低見積金額)×3/5)以上、(最低見積金額＋(委託上限額－最低見積金額)×4/5)未満 e＝(最低見積金額＋(委託上限額－最低見積金額)×4/5)以上、委託上限額以下			5 4 3 2 1
		合計 120			

(3) 評価点の算出

業務の実施方針（様式5-1）、業務の実施体制（様式5-2）、業務の実施工程（様式5-3）、評価テーマに対する技術提案（様式6-1、6-2）については、評価項目毎に下記の評価指標を基に評価する。

評価指標	a 極めて優れている	b 大変優れている	c 優れている	d 良好	e 一般的な内容に留まる
配点	20	15	10	5	0

(4) 最も適した設計者の選定方法

選定委員毎に二次審査対象者を評価し、得点が高い者を最も適した設計者として選定する。また、選定者が契約に至らなかった場合の契約候補者として、得点が次に高い者を次点者として選定する。

なお、二次審査は本件と同日に公示する他プロポーザルの中で基本設計金額が高い案件から順に行うこととする。

なお、受注機会の確保の観点から先に行った審査で選定者となった事業者はその後にある案件の二次審査に進めない。

ただし、先に行った審査の選定者以外に審査対象者がいない場合で、かつ、技術者が重複していない場合は他案件の審査対象とする

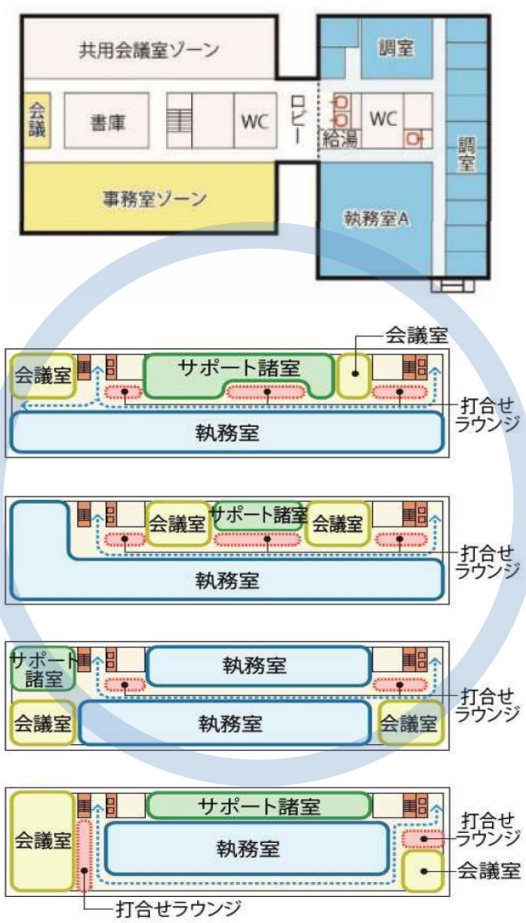
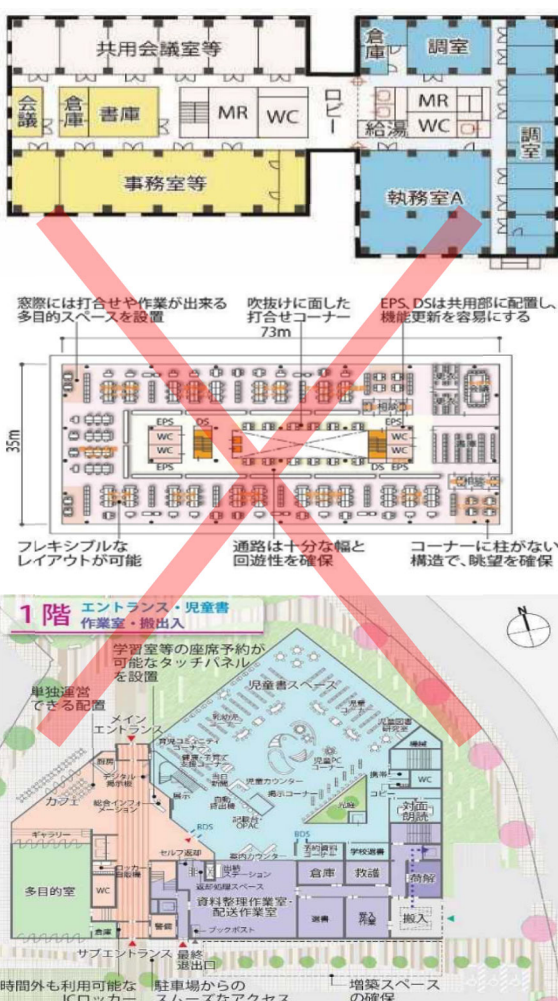
13. 視覚的表現の取扱い

視覚的表現の許容範囲は「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課及び設備・環境課 平成 30 年 4 月 2 日付事務連絡）を参照すること。ただし、今回のプロポーザルにおいては、建物の外観に係る要素を評価テーマにしていなため、外観イメージ図は認めない。（同事務連絡 6 ページ参照。）

具体的又は詳細な視覚的表現が記載されている評価項目は、下位の評価とする場合がある。

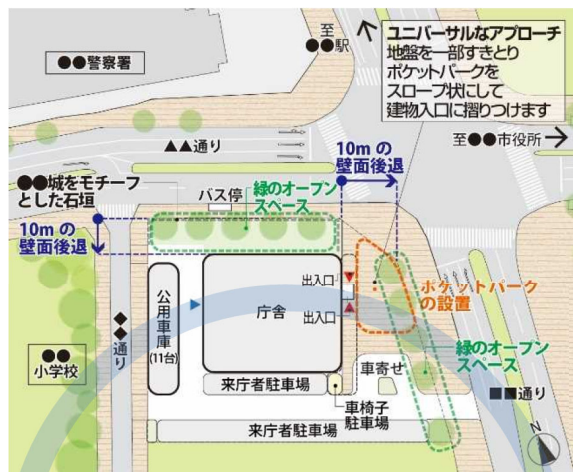
ただし、文章のみでは提案が理解されづらいこともあるため、文章による説明が存在することを前提とし、文章を補完するために必要最小限の範囲において、イメージ図の挿入は認める。

(1) 平面イメージ図

許容される表現の例	許容されない表現の例
 (注：ゾーン等の形状を表現するにあたり、角を丸くして表現しなくてもよい。)	
建物内の人々の動線や室の位置関係・ゾーニングの考え方などについての説明文を補足するための平面イメージ図。必要な範囲で建物の形状、建物内の機能別のゾーンや交通部分（階段及びエレベーターを含む。）の位置・形状が表現されていてよい。また、説明文を補足するために必要となる範囲で、一部の具体的な室が表現されていてよい。	大半の室の位置・形状（細部にわたる部屋割り）、柱の位置や扉の開き勝手等が具体的に表現されたもの。

(2) 配置イメージ図

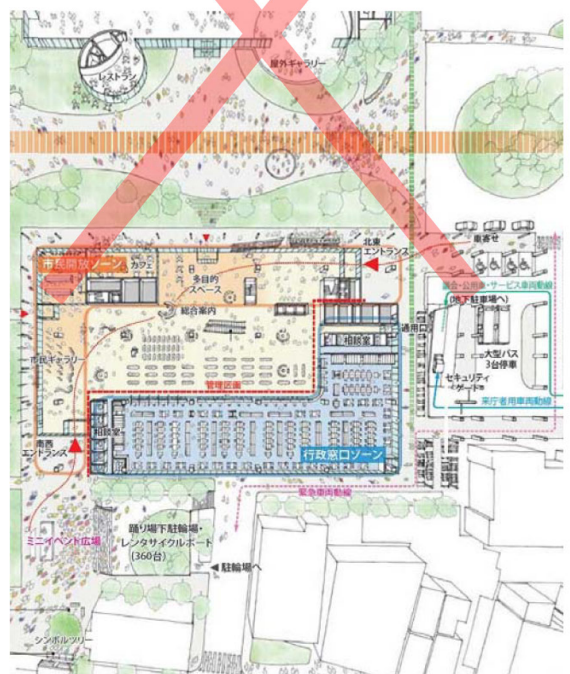
許容される表現の例



(注：ゾーン等の形状を表現するにあたり、
角を丸くして表現しなくてもよい。)

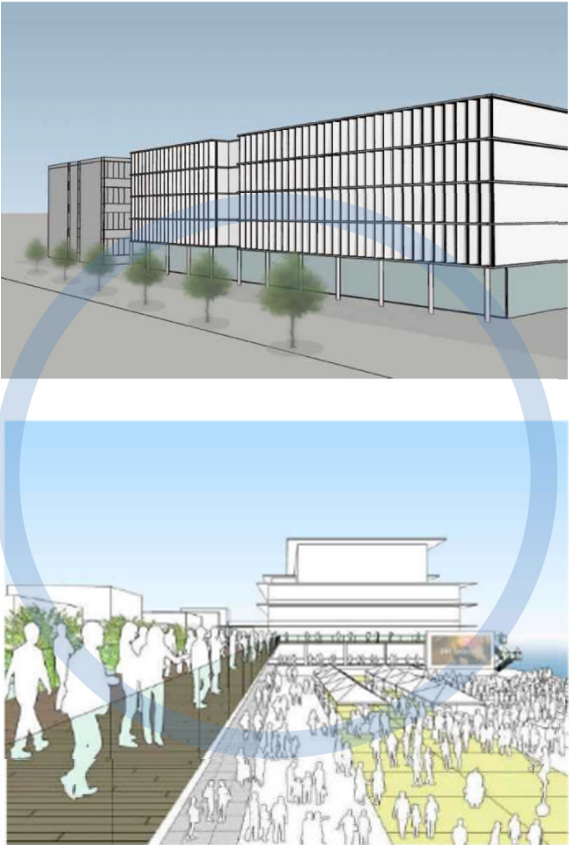
敷地内の人や車の動線や建物の配置・ゾーニングの考え方などについての説明文を補足するための配置イメージ図。一定の尺度で建物の形状が表現されていてよい。周辺地域が表現されていてよい。

許容されない表現の例

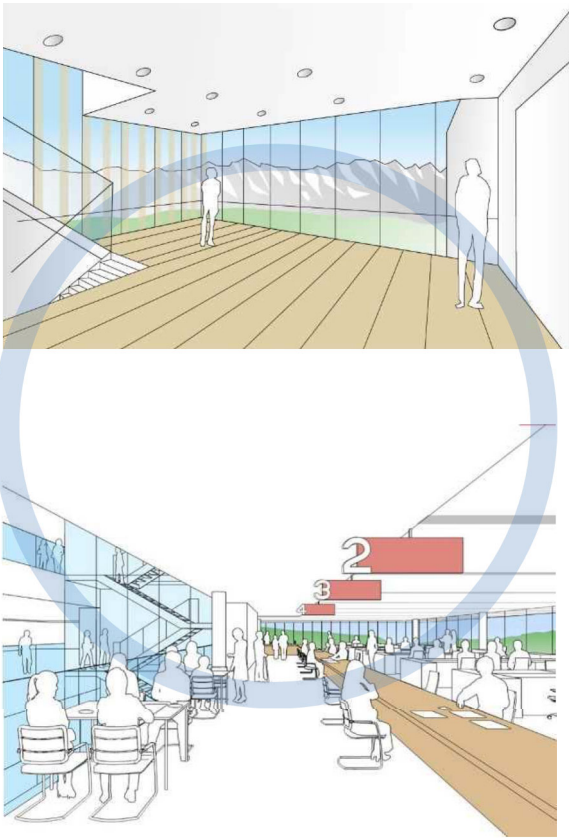


建物部分の表現が「平面イメージ図」の許容
されない表現に該当するもの。
屋根材、装材等の細部が描き込まれたもの。

(3) 外観（立面・鳥瞰）イメージ図

許容される表現の例	許容されない表現の例
	
景観への配慮、街並みとの調和等、建物の外観に係る要素が評価テーマとされる場合、建物や、建物と周辺環境との関係の考え方などについての説明文を補足するための外観イメージ図。建物の配置やボリュームが表現されていてよい。簡易なファサードの表現がされていてもよい。	簡易でないファサードの表現。例えば、高度なレンダリングによる仕上げ材の質感やサッシの割付けの表現。

(4) 内観イメージ図

許容される表現の例	許容されない表現の例
	
室内空間の考え方についての説明文を補足するための内観イメージ図。内部空間の形状が表現されていてよいが、描き込みは簡易な表現とする。	仕上げ材や家具・調度品の素材の質感、細部の形状等、詳細が描き込まれた、描き込みが簡易でない表現。

《出典》国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課及び国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課：
平成 30 年 4 月 2 日付事務連絡「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」

14. ヒアリング

(1) 以下のとおりヒアリングを行う。

実 施 日：令和7年9月下旬～令和7年10月上旬（予定）

出 席 者：配置予定の管理技術者及び主任担当技術者を含む5名以内

そ の 他

- ① ヒアリングでは「業務の実施方針」「業務の実施体制」「業務の実施工程」「評価テーマに対する技術提案」について、出席者の説明、質疑応答を行う。なお、説明及び質疑応答時の発言は「配置予定の管理技術者及び主任担当技術者」のみ認める。
- ② 説明及び質疑応答の際、技術提案書を拡大したパネル又はプレゼンテーションソフトを使用することができる。プレゼンテーションソフトを使用する場合、プロジェクター及びスクリーンは事務局にて準備する。
- ③ 使用するパネル及びプレゼンテーションソフトのデータ（以下、「パネル等」という。）に技術提案書に記載のない内容を掲載すること、説明時のパネル等への書き込み、追加資料の提出及び提示は認めない。また、プレゼンテーションソフトを使用する場合、動画やアニメーションの使用は認めない。

(2) ヒアリングの日時、会場、留意事項等は、一次審査終了後に対象者へ別途通知する。

15. 選定・非選定理由に関する事項

二次審査対象者に対して、後日、審査結果及びその理由を書面にて通知する。

なお、審査結果についての質問及び異議申し立ては一切受け付けない。

16. 質問の受付及び回答

質問がある場合は、所定の受付期間内に、事務局へ質問書（様式8）を下記の方法により提出すること。回答については、最終回答予定日までに随時福岡市ホームページへ掲載する。

提出方法：①メール asset-management.FB@city.fukuoka.lg.jp 宛メール添付

PDF もしくは Microsoft Word、Excel ファイル形式

（1通につき容量20MBまで）

※参加表明書に記載のメールアドレスより送信すること。

②郵送 書留郵便にて提出期限必着（費用は提出者負担）

③窓口 持参（持参する場合は事前連絡が必要。）

(1) 第1回質問

① 受 付 期 間 令和7年7月3日（木）から令和7年7月8日（火）の
17：00までに事務局へ提出すること。

窓口を持参する場合は、平日の10：00～17：00
（12：00～13：00は除く。）とする。

② 質 問 対 象 プロポーザル説明書の内容及び参加表明に関すること

③ 最終回答予定日 令和7年7月14日（月）

(2) 第2回質問

- ① 受付期間 令和7年8月1日（金）から令和7年8月7日（木）の
17：00までに事務局へ提出すること。
窓口を持参する場合は、平日の10：00～17：00
（12：00～13：00は除く。）とする。
- ② 質問対象 ヒアリング審査及び技術提案に関すること
- ③ 最終回答予定日 令和7年8月15日（金）

17. 委託契約

- (1) 福岡市は、最も適した設計者として選定した設計者と当該プロポーザルに係る設計業務の委託契約を締結する。
- (2) 設計者の選定から契約締結までの間に、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けた場合又は会社更生法による更正手続開始又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされた等、経営状況が著しく不健全であると認められる場合は、契約を行わないことができる。
- (3) 最も適した設計者として選定された場合は、見積金額（様式7に記載の金額）を上限として、財政局契約課にて見積合わせを行う。
- (4) 本業務に引き続き行う実施設計業務については、発注者に特段の支障がない限り、同一設計者と随意契約することとする。（ただし、予算について議会の議決が得られない場合はこの限りでない。）

実施設計業務の概算額（税抜）

74,000千円〔52,000千円（建築）、22,000千円（設備）〕

実施設計業務の履行期間（予定）

建築：契約締結の翌日から 令和9年3月15日まで

設備：契約締結の翌日から 令和9年3月15日まで

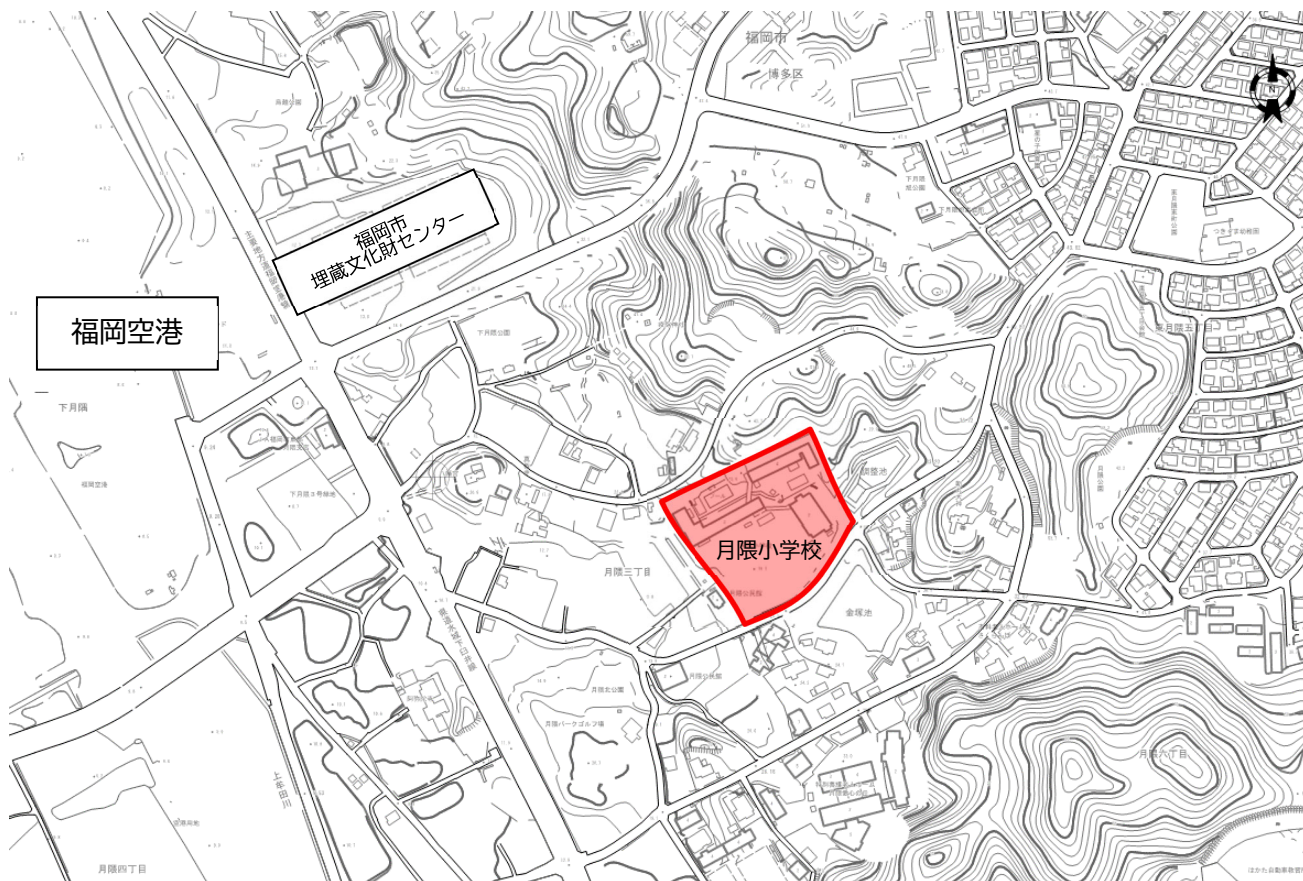
18. その他の留意事項

- (1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び技術提案書を無効とする。また、提出された参加表明書及び技術提案書に何らかの不備がある場合は、参加表明書及び技術提案書を無効とする場合がある。
- (4) 参加表明書及び技術提案書の取扱い
提出された書類は返却しない。また、著作権は、提出者に帰属する。
ただし、提出者の承諾があれば、福岡市は無償で使用するものとする。
技術提案書の公開については、提出者が他の二次審査参加者への閲覧を許可したものに限り、二次審査参加者のうち、希望者のみが閲覧することができる。
- (5) 提出期限以降における参加表明書、技術提案書及び資料の差し替えや再提出は認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ないと発注者が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 技術提案書に提示した「業務の実施方針」「業務の実施体制」「業務の実施工程」は遵守す

ること。ただし、発注者が認めた場合はこの限りでない。

- (7) 技術提案書に提示した評価テーマに対する技術提案については、発注者と協議の上、設計に反映させるものとする。
- (8) 技術提案書の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表、使用してはならない。

19. 位置図



設計委託説明書		教育委員会 用地・建替計画課			
委託件名		課長	係長	係員	
月隈小学校改築工事基本設計業務委託					
【説明事項】 ※該当する事項は○印とする。 (一般事項) ① 設計は、「設計図書作成基準」(財政局技術監理部技術監理課)及び「公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)により作成すること。 ② 管理技術者の資格は次のものとする。 ○ 1級建築士 2級建築士又は1級建築士 ③ 設計者は実施工程表を提出し、設計の各工程毎もしくは段階毎に協議又は報告を文書にて行い、議事録としてまとめること。(疑義を生じた場合も同様とする。) ④ 設計に当たっては、設備設計業者等、他の設計業者と事前協議・中途の確認及び協議等を適切に行い、監督員に報告すること。また、図面に工事施工区分を明確に表記すること。 ⑤ <u>設計着手前に必ず現場調査を行うこと。</u>特に敷地の高低差、既設建物との取合、隣地・道路境界、真北方向、排水の勾配及び位置、障害物等の有無、仮設物等の設置、(安全施設、動力用水等の引込みの可否、進入路)、敷地周辺環境調査、その他を調査すること。<u>その際、必ず施設管理者等に事前連絡をし、打ち合わせをした上で調査を行うこと。</u>現場調査後、「地下埋設物確認書(別紙様式)」を必ず監督員に提出すること。 ⑥ 現場調査箇所については可能な限り写真を撮影し、打合せ時に報告書として提出すること。また、写真の仕様については監督員と協議を行うこと。 ⑦ 仕様、材料については、事前に監督員と協議を行うこと。特にコスト縮減及び品質の確保に努め、検討記録を提出すること。また、シックハウス対策に配慮した材料・仕様を選定し、設計を行うこと。 8 アスベスト含有の疑いのある成形板については、アスベスト成形板として設計を行うこと。 (「アスベスト(石綿)除去改修工事仕様書」(財政局技術監理部技術監理課)による。) 現地調査後、速やかにアスベスト含有の疑いのある成形板が使用されている箇所を監督員へ報告すること。 ⑨ 設計に先立って図面リストの計画をし、図面縮尺、部分詳細図等の箇所、種類等を検討し監督員と協議を行うこと。 ⑩ 設計はC A Dによる作図とし、設計書に基づき図面データを印刷したもの、及び図面データ(C A Dのオリジナルデータ・S X F(sfc)形式データ・P D F又はT I F Fの画像データ)を保存したC D-R等を提出すること。 ⑪ 設計の過程で必要な事項について「建築設計チェックリスト」による確認を行い、提出すること。 ⑫ <u>設計が完了し、完了届を提出後に生じた手直し及び工事着手後における設計図書の不備に起因する修正は速やかに修補すること。</u> ⑬ ZEBの検討は標準入力法により行うこと。 (計画通知等) ⑭ 設計に当たっては、住宅都市みどり局(建築審査課、開発・建築調整課、都市計画課等)、消防局、道路下水道局等、<u>必要な部署と法的な確認協議を必ず行い、都市計画決定等概要図(その1・その2)及び関連規制情報案内表を監督員に必ず提出の上、報告すること。</u> ⑮ 用途地域等を確認の上で許可申請等の有無を判断し、許可申請等が必要な場合は申請用関係書類の作成は設計者において行うこと。 ⑯ 関係法令に伴う既存遡及については、必要に応じて設計を行うこと。 17 関係法令に伴う許可申請等の手数料は市(主管課)負担とするが、設計図書の不備等による再審査が発生した場合の手数料については、設計者負担とする。 18 建築物省エネ法の規定による計画を作成し、所管行政庁への手続きを行うこと。なお、一次エネルギー消費量の計算は別途委託にて行うため、提出書類については別途委託業者と協議すること。 (内訳書・積算) 19 <u>設計図面相互間、及び設計図と内訳明細書間の記載、又は数量等の食違いがないように充分精査すること。</u> 20 内訳書は「営繕積算システム(R I B C 2)」により作成し、データを印刷したもの(A 4)1部及びデータを保存したC D-R等を提出すること。 21 積算業務については、「建築数量積算基準・同解説」(建築工事建築数量積算研究会制定)、「公共建築工事積算基準の解説」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)、「積算の手引き」(福岡市財政局技術監理部技術監理課)により作成すること。 22 内訳書の単価については、算出の根拠を明確にし、指示によりその資料を提出すること。(市単価、各メーカーの見積書(原則として3社以上)、歩掛試算表、建設物価・積算資料等の号数・ページ数による旨の明示及びそのコピーの提出。)また、見積をとる場合において物価等に同様の仕様等がある場合は必ず単価の比較を行うこと。 (構造) ⑳ 構造は、「建築構造設計基準及び同解説」(国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修)、「建築構造設計の手引き」(福岡市建築局)により作成すること。 24 構造計算書は、「完成図書等作成要領」(財政局技術監理部技術監理課)により作成すること。 ㉑ 構造計算については、必要に応じて二次設計(保有水平耐力の検討を含む)まで行うこと。 ㉒ その他 ○ 本業務は、令和7年3月適用の設計業務委託等技術者単価を使用して予定価格を積算している。					

設計業務委託 特記仕様書	
委託件名	月隈小学校改築工事 基本設計業務委託
期 間	契約締結の翌日から 令和 8 年 3 月 16 日まで
提出先	教育委員会 教育環境部 用地・建替計画課
施設概要	用 途 小学校 構 造 鉄筋コンクリート造、鉄骨造等 階 数 地上4階以下 延床面積 約5, 300㎡ 敷地面積 約14, 300㎡ 所在地 福岡市博多区月隈3丁目30番1
基本設計 内 容	・小学校改築工事の基本設計 (改築に伴う仮設校舎・既存校舎解体・既存施設改修等の設計を含む) ・施設の改築に係る関係者及び関係団体との協議、説明及び資料作成 ・概算工事費の作成 ・工事工程表(週休二日制)の作成 ・平面プランの検討 ※複数案作成し、比較検討書を作成すること。 ・外構プランの検討 ・平面、外構プラン検討に伴う既存施設の解体、改修計画の整理 ・仮設計画の検討、整理 ・ZEB Ready相当以上を求めるために必要な建築設計 (外皮断熱等) (実施設計時において認証取得予定)
設計時の 留意点	① 「柔軟な学習空間」を実現する施設づくり ・多目的に使用できるスペースを整備 ・多様な学習形態に対応できる施設 ・ICTや図書を活用した多様な学習形態に対応できる図書室を整備 ② 「安心・安全」を感じる施設づくり ・人と車両との動線に配慮した施設 ・ユニバーサルデザインに配慮した施設 ・地域の避難所として安全性と防災機能に配慮した施設 ・土砂災害特別警戒区域を想定した施設 ・工事中の安全や教育環境に配慮した施設 ③ 「みんなが利用しやすい」施設づくり ・ゆとりのある運動場の整備 ・木質化など優しさやぬくもりを感じる施設(市産材の活用の検討) ・児童や教職員が利用しやすい動線 ・既存施設とのアクセスに配慮した施設 ④ 環境負担の低減や省エネ性能向上に配慮した施設の整備推進(ZEBの検討など) ・太陽光など環境負担の低減に配慮した施設 ・省エネ性能の向上を図った施設 ⑤ 周辺環境への配慮 ・騒音や日照、プライバシーなど周辺環境に配慮した施設 ⑥ 将来を見据えた施設整備やライフサイクルコストの低減 ・学習形態や社会的な変化に応じた、改修しやすい施設 ・目標使用年数80年を想定し、長期の利用を見据えた施設整備 ・維持管理やコストを考慮した施設

	設計業務委託 特記仕様書
設計 要求室等	【校舎棟(※1)】 ■ 普通教室 ・ 普通教室(14室) ・ 特別支援教室(2室) ■ 特別教室 ・ 理科室 ・ 音楽室 ・ 図工室 ・ 家庭科室 ・ 図書室 ・ ICT活用スペース ・ 相談室 ・ ランチルーム ・ 児童会室 ・ 多目的教室 ・ 放課後児童クラブ ■ 管理諸室 ・ 校長室 ・ 職員室 ・ 保健室、待機室 ・ 事務室 ・ 用務員室 ・ 会議室 ・ PTA会議室 ・ 印刷室 ・ 放送室 ・ 資料室 ・ 職員用更衣室・休養室・シャワー室(男女共) ・ 職員用トイレ ・ 教具室(各階)※資料室を整備している階は不要 ・ 給食室 ・ 配膳室(各階) ■ 通路等 ・ 一般玄関 ・ 昇降口 ・ エレベーター ・ 廊下 ・ 階段 ・ 児童用トイレ(各階)※多目的トイレを含む ・ クールダウンスペース 各階適宜 【運動場】 ・ トラック(150m) ・ 走路(直線50m+助走路15m) ・ ソフトボールコート(両翼70m程度) ・ 砂場等 【その他(※2)】 ・ 通用門(副) ・ 物品庫 ・ 危険物倉庫 ・ 可燃物、リサイクル倉庫 ・ 備蓄倉庫 ・ 駐車スペース ・ 観察池 ・ 電気室(※3) ・ 飼育小屋 ・ 駐輪スペース等 ・ 渡り廊下(新校舎棟及び既存の体育館間)等 ※1 校舎棟の配置は、参考資料の配置を基本とし、プール棟の解体を前提としている。 アスベスト含有建材のリスト化を行うこと。 ※2 その他の整備範囲については、監督員と協議の上決定する。 ※3 電気室の配置については、屋内又は屋上を基本とし、機械室との合築も可とする。 【共通事項】 ※ 理科室、音楽室、図工室、家庭科室は準備室を含む。 ※ 将来的な講堂兼体育館の建替えを考慮した建物配置等のローリング計画を作成すること。 ※ 地質調査の結果を踏まえ、構造計画、杭工法選定検討を行うこと。 ※ 構造計画については監督員と協議の上、作成すること。 ※ 外構計画(植栽、外構、雨水排水計画、防球ネット、夜間照明等)については、 周辺環境及び施設に配慮した検討を行い、設計を行うこと。 ※ 手洗い、足洗い場については、適切に設置すること。 ※ 各階児童用トイレには多目的トイレを設置すること。 ※ 配膳室には配膳用昇降機を設置すること。 ※ 安全対策を踏まえた仮設計画図(仮囲い、工事車両進入経路を含む)について検討し、 図面を作成すること。 ※ 設計者においてその他必要と思われる室等は、監督員と協議し適宜計画すること。 ※ 監督員が上記要求室のほか必要と求める室については、適宜追加し計画すること。 ※ 災害発生時の避難所としての機能を計画すること。(マンホールトイレ等) ※ 地元説明会等の協議を行う際は、パワーポイント等を使用し、説明会配布資料と併せて 全体説明用資料を作成すること。なお、プロジェクター及びスクリーンは、必要に応じ 福岡市にて準備する。 ※ 週休2日工事を踏まえて、工事工程表を作成すること。 ※ 影響範囲については、監督員と協議すること。 ※ 設備設計等関連業務との調整を行うこと。 ※ 必ず現地調査を行い、現場と図面の整合性を図ること。 ※ 色彩計画については、監督員と協議すること。 ※ 南棟校舎の建替えに伴い、仮設校舎の設計及び北校舎の一部改修設計を行うこと。 ※ その他、上記以外に検討が必要な事項があれば、検討し報告すること。

設計業務委託 特記仕様書																						
電子納品	1. 本業務は、電子納品対象業務とする。 電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。 ここでいう電子データとは、「福岡市電子納品の手引き 建築・設備業務編」(以下、「電子納品の手引き」という。)に基づいて作成されたものを指す。 2. 業務完成時の提出物は、従来どおり「紙」による成果品とともに、「電子納品の手引き」に基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-R又はDVD-R)を資料として提出する。																					
注意事項	1. 図面の作成にあたっては、構成・縮尺等について、市担当者の承認を得ること。 2. 設計図書のCADデータは、「Jw_cad」にて適切に表示されることを確認した上で提出すること。 3. 関係部署との協議については、必ず議事録を作成し、市担当者へ提出すること。 4. 業務の一部を第三者へ委任しようとするときは、あらかじめ「再委託承諾申請書」を市担当者へ提出し、承諾を受けること。																					
提出図書																						
■ 打合せ議事録	<table border="1"> <tr> <td>■ 印刷物</td> <td rowspan="2">一式</td> <td rowspan="2">■ パース(鳥瞰図) (B3サイズ 額縁共)</td> <td rowspan="2">一式</td> </tr> <tr> <td>■ データ</td> </tr> </table>	■ 印刷物	一式	■ パース(鳥瞰図) (B3サイズ 額縁共)	一式	■ データ																
■ 印刷物	一式	■ パース(鳥瞰図) (B3サイズ 額縁共)				一式																
■ データ																						
■ 基本設計図書	<table border="1"> <tr> <td>■ 印刷物</td> <td rowspan="2">一式</td> <td rowspan="2">■ ZEB Ready相当以上の検討資料</td> <td rowspan="2">一式</td> </tr> <tr> <td>■ データ</td> </tr> </table>	■ 印刷物	一式	■ ZEB Ready相当以上の検討資料	一式	■ データ																
■ 印刷物	一式	■ ZEB Ready相当以上の検討資料				一式																
■ データ																						
委託内容																						
① 基本設計図書(意匠)	③ 工事費概算書(工事区分毎)等																					
② 設計説明書(工事区分毎)	④ ZEB Ready相当以上の検討																					
備考	※ 基本設計図書は以下のとおりとする。(提出図書は製本2部及び電子データ) <table border="0"> <tr> <td>■ 仕様概要書(構造含む)</td> <td>■ 配置図</td> <td>■ 基本構造計画書</td> </tr> <tr> <td>■ 仕上表</td> <td>■ 平面図(各階)</td> <td>■ 日影図</td> </tr> <tr> <td>■ 面積表及び求積表</td> <td>■ 断面図</td> <td>■ 法チェック確認書</td> </tr> <tr> <td>■ 敷地案内図</td> <td>■ 立面図</td> <td>■ 工事工程表</td> </tr> <tr> <td>■ ローリング計画図</td> <td>■ 構造図</td> <td>■ 構造別比較表(RC造、S造)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>■ 基礎計画(基礎工法比較表)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>■ その他監督員が必要とする図面</td> <td></td> </tr> </table>	■ 仕様概要書(構造含む)	■ 配置図	■ 基本構造計画書	■ 仕上表	■ 平面図(各階)	■ 日影図	■ 面積表及び求積表	■ 断面図	■ 法チェック確認書	■ 敷地案内図	■ 立面図	■ 工事工程表	■ ローリング計画図	■ 構造図	■ 構造別比較表(RC造、S造)		■ 基礎計画(基礎工法比較表)			■ その他監督員が必要とする図面	
■ 仕様概要書(構造含む)	■ 配置図	■ 基本構造計画書																				
■ 仕上表	■ 平面図(各階)	■ 日影図																				
■ 面積表及び求積表	■ 断面図	■ 法チェック確認書																				
■ 敷地案内図	■ 立面図	■ 工事工程表																				
■ ローリング計画図	■ 構造図	■ 構造別比較表(RC造、S造)																				
	■ 基礎計画(基礎工法比較表)																					
	■ その他監督員が必要とする図面																					

設計業務委託 特記仕様書		
設計要領 (■のものの)	一般事項	■ 1. 設計にあたっては綿密に現地調査を行うこと。 ■ 2. 関連法規を遵守のうえ、設計業務を行うこと。 ■ 3. 設計にあたっては、教育委員会教育環境部用地・建替計画課の担当者と十分に協議すること。 ■ 4. 基本設計は、各段階及び完了時に図面等で教育委員会教育環境部用地・建替計画課の精査を受けること。 ■ 5. 「福岡市市有建築物の環境配慮整備指針」に基づいて設計を行い、「環境配慮対策チェックシート」により導入した環境配慮事項の確認を行うこと。 ■ 6. 「業務工程表」を提出すること。 □ 7. 「照査技術者」を定めること。 ■ 8. 設計チェックリストを要領に従い提出すること。
	特記事項	
共通事項	・ 本委託は、建築設計業務委託共通仕様書、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築、機械設備、電気設備各工事編)最新版」及び同改修工事標準仕様書を適用する。 ・ 積算業務については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事積算基準」に基づいて行うこと。 ・ 提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の請負者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。	
契約不適合責任期間	・ 工事完成後 2 年	
資料の供与及び貸与等 (■のものの)	下記の資料を供与又は貸与する。ただし貸与した資料は、委託業務完了後に返却すること。 (供与する資料) □ 敷地実測図 (貸与する資料) ■ 福岡市設計図書作成基準(PDFデータ) ■ 建築設計チェックリスト(エクセルデータ) ■ 福岡市小中学校施設整備指針 ■ 月隈小学校建替基本計画	

委託内容の説明（本件対象項目は右に「○」、対象外項目は「－」）			
業務内容の項目			
基本設計	設計条件等の整理	条件整理	○
		設計条件の変更等の場合の協議	○
	法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	法令上の諸条件の調査	○
		建築確認申請に係る関係機関との打合せ	○
	上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		○
	基本設計方針の策定	総合検討	○
		基本設計方針の策定及び建築主への説明	○
	基本設計図書の作成		○
	概算工事費の検討		○
	基本設計内容の建築主への説明等		○
実施設計	要求の確認	建築主の要求等の確認	－
		設計条件の変更等の場合の協議	－
	法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	法令上の諸条件の調査	－
		建築確認申請に係る関係機関との打合せ	－
	実施設計方針の策定	総合検討	－
		実施設計のための基本事項の確定	－
		実施設計方針の策定及び建築主への説明	－
	実施設計図書の作成	実施設計図書の作成	－
		建築確認申請図書の作成	－
	概算工事費の検討		－
実施設計内容の建築主への説明等		－	
意図伝達	設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等		－
	工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等		－
上記以外で本委託に含まれる項目			
積算業務	－	建築物省エネ法の計画作成	－
建築確認申請手続業務(適判含む)	－	建築物省エネ法の一次エネルギー消費計算業務	－
補助申請に係る申請及び協議	－		－
CASBEE申請	－		－
施設台帳(電子データ)	－	模型等作成	－
リサイクル計画書	－	パース(鳥瞰図)作成(B3サイズ 額縁共)	○
防災拠点等の設計、検討	○	住宅性能評価申請手続き・手数料	－
ライフサイクルCO2検討	－	営繕積算システム(RIBC)利用料(1か月)	－
既存建物調査	○	ZEBReady相当以上の検討業務	○
別途業務 (■のもの)	下記の業務は別途業務とするので、当該業務の委託先又は執行先と十分打ち合わせを行い、設計すること。 ☐ 建築本体工事設計業務 ☒ 設備工事設計業務 ☒ 地質調査業務		

地下埋設物調査等に関する特記仕様書

【適用】

地下埋設物が予想される場所において、設計業務等委託を実施する際に添付するものとする。

【設計業務等委託】

○ 設計段階における地下埋設物調査の徹底について

1. 設計箇所及びその周辺に地下埋設物がある場合、その種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料(台帳、竣工図等)と照合し確認するものとする。
特に、破損による影響が広範囲に及ぶ重要な地下埋設物については、管理者と協議を行い詳細な確認を行うものとする。
2. 設計を行う上で、より詳細な情報が必要な場合には、別途、試掘、ボーリング及び地中探査等原位置での調査について、監督員と協議を行うものとする。
3. 地下埋設物の確認については、別紙様式により行い、結果を監督員へ報告するものとする。

○ 近接施工に関する確認・対策の徹底について

1. 設計箇所に近接する地下埋設物等について、その種類、位置、形状、深さ、構造等を確認し、工事による影響について管理者と協議のうえ検討を行うものとする。
なお、対策が必要となった場合には、監督員と協議を行うものとする。
2. 近接の範囲については、各管理者によって異なるため、管理者と協議を行うものとする。

○ 地下埋設物等の設計図への表示の徹底について

設計箇所に影響または近接する地下埋設物等について、その位置関係が分かるよう図面に表示するものとする。

ウィークリースタンスに関する特記仕様書

本業務は、ウィークリースタンスの対象業務である。

実施にあたっては、「ウィークリースタンス実施要領(業務)」に基づき実施するものとする。

※ 本委託では、『委託説明会』を行いません。

委 託 説 明 書	教育委員会教育環境部 学校設備課																																		
	課長		係長		係員																														
委託件名 月限小学校改築設備工事基本設計業務委託																																			
1. 設計は、建築設備設計基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)及び設備課制定の手引等に準拠すること。 2. 設計に先立ち、現地調査書(写真を添付)を提出すること。 現地調査の際は、付近住民の日常生活に支障をきたさないよう行うこと。また、既設設備の現況確認・取合等の調査のほか、障害物の移設・撤去及び仮設物(安全施設、搬入路等)の調査にも留意すること。 3. 設計に際し、監督員と工事計画を打ち合わせること。指定工期等の設定が必要な場合、指定工期箇所等が区分できるよう図面等に表現し、内訳書等も区分しておくこと。 4. 別途関連工事がある場合、施工場所・位置・区分等に不整合がないよう関連部署と十分に打合を行うこと。 このとき、施工区分等を容易に判明できるよう図面等に境界を明記すること。 5. 設計業務の遂行に必要な法的な確認・協議・手続き(住宅都市みどり局建築審査課、道路下水道局、消防局、水道局、電力会社等)及び別途関連工事との設計協議等については、経過及び結果を整理し文書にて報告すること。 6. 成果品の提出書類については、委託仕様書の記載に基づき提出すること。なお、本件は電子納品対象案件であるため、「電子納品の手引き」に基づいて作成した電子データ(CD-R)及び「紙」による成果品を提出すること。また、入札用のA3版白焼き図面及び金額抜き参考数量内訳書は、監督員の指示に従って「CD-R(PDF形式)」または「紙」で仕様書に記載した枚数を提出すること。 7. 設計に必要な計算書及び資料は、計算根拠や出典を明示し添付すること。また、単価の根拠についても同様とする。 8. 設計に当たってはコスト縮減(ライフサイクルコスト縮減)に努め、環境配慮についても充分検討を行うこと。 9. 管理技術者を配置すること。 1) 管理技術者の業務内容 業務全体の技術上の管理や相互の調整等を行う。 2) 管理技術者の配置 設備の専門性から専門(機械、電気)分野毎にそれぞれで配置する。 3) 管理技術者の資格は次のいずれかによるものとする。 <table border="0"> <tr> <td>・建築設備士</td><td>・技術士(但し、該当する部門)</td></tr> <tr> <td>・1級または2級管工事施工管理技士(機械のみ)、1級または2級電気工事施工管理技士(電気のみ)</td><td>・空気調和衛生工学会設備士(機械のみ)</td></tr> <tr> <td>・一級または二級建築士</td><td>・設備設計一級建築士</td></tr> <tr> <td>・第1種、第2種または第3種電気主任技術者(電気のみ)</td><td></td></tr> <tr> <td>・その他市長が適当と認めるもの</td><td></td></tr> </table> <table border="0"> <tr> <td>大学</td><td>指定学科</td><td>3年以上</td><td>指定学科以外</td><td>4年6月以上</td></tr> <tr> <td>短期大学、高等専門学校</td><td>〃</td><td>5年以上</td><td>〃</td><td>7年6月以上</td></tr> <tr> <td>高等学校</td><td>〃</td><td>9年以上</td><td>〃</td><td>10年6月以上</td></tr> <tr> <td>その他</td><td></td><td>14年以上</td><td></td><td>同左</td></tr> </table> 10. 委託契約に係わる契約保証金は、300万円以下は免除。 11. 管理技術者による成果品の品質向上 管理技術者は業務全般にわたる技術上の管理を行い、「建築設備設計チェックリスト」により成果品の品質向上と正確性を確保するとともに成果品の入念な精査を行うこと。(成果品に精査印を捺印) 12. 管理技術者の検査への立会い 管理技術者は設計業務の完了検査に必ず立ち会い、検査員への説明や質問への対応を行うこと。						・建築設備士	・技術士(但し、該当する部門)	・1級または2級管工事施工管理技士(機械のみ)、1級または2級電気工事施工管理技士(電気のみ)	・空気調和衛生工学会設備士(機械のみ)	・一級または二級建築士	・設備設計一級建築士	・第1種、第2種または第3種電気主任技術者(電気のみ)		・その他市長が適当と認めるもの		大学	指定学科	3年以上	指定学科以外	4年6月以上	短期大学、高等専門学校	〃	5年以上	〃	7年6月以上	高等学校	〃	9年以上	〃	10年6月以上	その他		14年以上		同左
・建築設備士	・技術士(但し、該当する部門)																																		
・1級または2級管工事施工管理技士(機械のみ)、1級または2級電気工事施工管理技士(電気のみ)	・空気調和衛生工学会設備士(機械のみ)																																		
・一級または二級建築士	・設備設計一級建築士																																		
・第1種、第2種または第3種電気主任技術者(電気のみ)																																			
・その他市長が適当と認めるもの																																			
大学	指定学科	3年以上	指定学科以外	4年6月以上																															
短期大学、高等専門学校	〃	5年以上	〃	7年6月以上																															
高等学校	〃	9年以上	〃	10年6月以上																															
その他		14年以上		同左																															

※この委託説明書は契約書に添付しないこと。

R06.05.01

設計業務委託 特記仕様書	
委託件名	月隈小学校改築設備工事 基本設計業務委託
期 間	契約締結の翌日から 令和 8 年 3 月 16 日まで
提出先	教育委員会 教育環境部 学校設備課
施設概要	用 途 小学校 構 造 鉄筋コンクリート造、鉄骨造等 階 数 地上4階以下 延床面積 約5,300㎡ 敷地面積 約14,300㎡ 所在地 福岡市博多区月隈3丁目30番1
基本設計 内 容	・小学校改築工事の基本設計 (改築に伴う仮設校舎・既存校舎解体・既存施設改修等の設計を含む) ・施設の改築に係る関係者及び関係団体との協議、説明及び資料作成 ・概算工事費の作成 ・工事工程表(週休二日制)の作成 ・平面プランの検討 ※複数案作成し、比較検討書を作成すること。 ・外構プランの検討 ・平面、外構プラン検討に伴う既存施設の解体、改修計画の整理 ・仮設計画の検討、整理 ・ZEB Ready相当以上を求めるために必要な設備設計 (実施設計時において認証取得予定)
設計時の 留意点	① 「柔軟な学習空間」を実現する施設づくり ・多目的に使用できるスペースを整備 ・多様な学習形態に対応できる施設 ・ICTや図書を活用した多様な学習形態に対応できる図書室を整備 ② 「安心・安全」を感じる施設づくり ・人と車両との動線に配慮した施設 ・ユニバーサルデザインに配慮した施設 ・地域の避難所として安全性と防災機能に配慮した施設 ・土砂災害特別警戒区域を想定した施設 ・工事中の安全や教育環境に配慮した施設 ③ 「みんなが利用しやすい」施設づくり ・ゆとりのある運動場の整備 ・木質化など優しさやぬくもりを感じる施設(市産材の活用の検討) ・児童や教職員が利用しやすい動線 ・既存施設とのアクセスに配慮した施設 ④ 環境負担の低減や省エネ性能向上に配慮した施設の整備推進(ZEBの検討など) ・環境性能評価指標の評価項目等を踏まえ、太陽光など環境負担の低減に配慮した施設 ・福岡市役所地球温暖化対策率先実行計画に基づき、省エネ性能の向上を図った施設 ・周辺の豊かな自然環境や景観との調和が感じられる施設 ・学校特有の大空間、共用空間等を加味したセントラル、ビルマルチ、パッケージ等の最適な空調機器を検討すること ⑤ 周辺環境への配慮 ・騒音や日照、プライバシーなど周辺環境に配慮した施設 ⑥ 将来を見据えた施設整備やライフサイクルコストの低減 ・学習形態や社会的な変化に応じた、改修しやすい施設 ・目標使用年数80年を想定し、長期の利用を見据えた施設整備 ・維持管理やコストを考慮した施設

設計業務委託 特記仕様書	
設 計 要求室等	【校舎棟(※1)】 ■ 普通教室 ・ 普通教室(14室) ・ 特別支援教室(2室) ■ 特別教室 ・ 理科室 ・ 音楽室 ・ 図工室 ・ 家庭科室 ・ 図書室 ・ ICT活用スペース ・ 相談室 ・ ランチルーム ・ 児童会室 ・ 多目的教室 ・ 放課後児童クラブ ■ 管理諸室 ・ 校長室 ・ 職員室 ・ 保健室、待機室 ・ 事務室 ・ 用務員室 ・ 会議室 ・ PTA会議室 ・ 印刷室 ・ 放送室 ・ 資料室 ・ 職員用更衣室・休養室・シャワー室(男女共) ・ 職員用トイレ ・ 教具室(各階)※資料室を整備している階は不要 ・ 給食室 ・ 配膳室(各階) ■ 通路等 ・ 一般玄関 ・ 昇降口 ・ エレベーター ・ 廊下 ・ 階段 ・ 児童用トイレ(各階)※多目的トイレを含む ・ クールダウンスペース 各階適宜 【運動場】 ・ トラック(150m) ・ 走路(直線50m+助走路15m) ・ ソフトボールコート(両翼70m程度) ・ 砂場等 【その他(※2)】 ・ 通用門(副) ・ 物品庫 ・ 危険物倉庫 ・ 可燃物、リサイクル倉庫 ・ 備蓄倉庫 ・ 駐車スペース ・ 観察池 ・ 電気室(※3) ・ 飼育小屋 ・ 駐輪スペース等 ・ 渡り廊下(新校舎棟及び既存の体育館間)等 ※1 校舎棟の配置は、参考資料の配置を基本とし、プール棟の解体を前提としている。 アスベスト含有建材のリスト化を行うこと。 ※2 その他の整備範囲については、監督員と協議の上決定する。 ※3 電気室の配置については、屋内又は屋上を基本とし、機械室との合築も可とする。 【共通事項】 ※ 理科室、音楽室、図工室、家庭科室は準備室を含む。 ※ 将来的な講堂兼体育館の建替えを考慮した建物配置等のローリング計画を作成すること。 ※ 外構計画(植栽、外構、雨水排水計画、防球ネット、夜間照明等)については、 周辺環境及び施設に配慮した検討を行い、設計を行うこと。 ※ 手洗い、足洗い場については、適切に設置すること。 ※ 各階児童用トイレには多目的トイレを設置すること。 ※ 配膳室には配膳用昇降機を設置すること。 ※ 安全対策を踏まえた仮設計画図(仮囲い、工事車両進入経路を含む)について検討し、 図面を作成すること。 ※ 設計者においてその他必要と思われる室等は、監督員と協議し適宜計画すること。 ※ 監督員が上記要求室のほか必要と求める室については、適宜追加し計画すること。 ※ 災害発生時の避難所としての機能を計画すること。(マンホールトイレ等) ※ 地元説明会等の協議を行う際は、パワーポイント等を使用し、説明会配布資料と併せて 全体説明用資料を作成すること。なお、プロジェクター及びスクリーンは、必要に応じ 福岡市にて準備する。 ※ 週休2日工事を踏まえて、工事工程表を作成すること。 ※ 影響範囲については、監督員と協議すること。 ※ 建築設計等関連業務との調整を行うこと。 ※ 必ず現地調査を行い、現場と図面の整合性を図ること。 ※ 色彩計画については、監督員と協議すること。 ※ 南棟校舎の建替えに伴い、仮設校舎の設計及び北校舎の一部改修設計を行うこと。 ※ その他、上記以外に検討が必要な事項があれば、検討し報告すること。

設計業務委託 特記仕様書																												
電子納品		1. 本業務は、電子納品対象業務とする。 電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。 ここでいう電子データとは、「福岡市電子納品の手引き 建築・設備業務編」(以下、「電子納品の手引き」という。)に基づいて作成されたものを指す。 2. 業務完成時の提出物は、従来どおり「紙」による成果品とともに、「電子納品の手引き」に基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-R又はDVD-R)を資料として提出する。																										
注意事項		1. 図面の作成にあたっては、構成・縮尺等について、市担当者の承認を得ること。 2. 設計図書のCADデータは、「Jw_cad」にて適切に表示されることを確認した上で提出すること。 3. 関係部署との協議については、必ず議事録を作成し、市担当者へ提出すること。 4. 業務の一部を第三者へ委任しようとするときは、あらかじめ「再委託承諾申請書」を市担当者へ提出し、承諾を受けること。																										
提出図書																												
■	打合せ議事録	■ 印刷物	一式	□	パース(鳥瞰図) (B3サイズ 額縁共)	一式																						
		■ データ																										
■	基本設計図書	■ 印刷物	一式	■	ZEB Ready相当以上の検討資料	一式																						
		■ データ																										
委託内容																												
①	基本設計図書			④	各種工種技術資料等																							
②	設計説明書(工事区分毎)			⑤	ZEB Ready相当以上の検討																							
③	工事費概算書(工事区分毎)等																											
※ 基本設計図書は以下のとおりとする。(提出図書は製本2部及び電子データ) <table border="0"> <tr> <td>■ 仕様概要書(構造含む)</td> <td>■ 配置図</td> <td>□ 基本構造計画書</td> </tr> <tr> <td>□ 仕上表</td> <td>■ 平面図(各階)</td> <td>□ 日影図</td> </tr> <tr> <td>□ 面積表及び求積表</td> <td>■ 断面図</td> <td>□ 法チェック確認書</td> </tr> <tr> <td>■ 敷地案内図</td> <td>■ 立面図</td> <td>■ 工事工程表</td> </tr> <tr> <td>■ ローリング図</td> <td>□ 構造図</td> <td>□ 構造別比較表(RC造、S造)</td> </tr> <tr> <td>■ 設備機器設置に係る構造計画書</td> <td>□ 基礎計画(基礎工法比較表)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>■ その他監督員が必要とする図面</td> <td></td> </tr> </table>								■ 仕様概要書(構造含む)	■ 配置図	□ 基本構造計画書	□ 仕上表	■ 平面図(各階)	□ 日影図	□ 面積表及び求積表	■ 断面図	□ 法チェック確認書	■ 敷地案内図	■ 立面図	■ 工事工程表	■ ローリング図	□ 構造図	□ 構造別比較表(RC造、S造)	■ 設備機器設置に係る構造計画書	□ 基礎計画(基礎工法比較表)			■ その他監督員が必要とする図面	
■ 仕様概要書(構造含む)	■ 配置図	□ 基本構造計画書																										
□ 仕上表	■ 平面図(各階)	□ 日影図																										
□ 面積表及び求積表	■ 断面図	□ 法チェック確認書																										
■ 敷地案内図	■ 立面図	■ 工事工程表																										
■ ローリング図	□ 構造図	□ 構造別比較表(RC造、S造)																										
■ 設備機器設置に係る構造計画書	□ 基礎計画(基礎工法比較表)																											
	■ その他監督員が必要とする図面																											

設計業務委託 特記仕様書		
設計要領 (■のもの)	一般事項	■ 1. 設計にあたっては綿密に現地調査を行うこと。 ■ 2. 関連法規を遵守のうえ、設計業務を行うこと。 ■ 3. 設計にあたっては、教育委員会教育環境部学校設備課の担当者と十分に協議すること。 ■ 4. 基本設計は、各段階及び完了時に図面等で教育委員会教育環境部学校設備課の精査を受けること。 ■ 5. 「福岡市市有建築物の環境配慮整備指針」に基づいて設計を行い、「環境配慮対策チェックシート」により導入した環境配慮事項の確認を行うこと。 ■ 6. 「業務工程表」を提出すること。 □ 7. 「照査技術者」を定めること。 ■ 8. 設計チェックリストを要領に従い提出すること。
	特記事項	■ 1. 設計図書は、次の工事区分毎にまとめること。 □ 建築工事 ■ エレベータ工事 ■ 電気設備工事 ■ 小荷物専用昇降機工事 ■ 給排水衛生設備工事 ■ 水処理設備工事 ■ 空気調和設備工事 □ 2. 別紙参考図書による。 □ 3. 各工事の機器等の選定においては、3つ以上による条件、性能、価格等の比較検討を実施し、結果をもって選定すること。
共通事項	・ 本委託は、建築設計業務委託共通仕様書、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築、機械設備、電気設備各工事編)最新版」及び同改修工事標準仕様書を適用する。 ・ 積算業務については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事積算基準」に基づいて行うこと。 ・ 提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の請負者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。	
契約不適合責任期間	・ 工事完成後 1 年	
資料の供与及び貸与等 (■のもの)	下記の資料を供与又は貸与する。ただし貸与した資料は、委託業務完了後に返却すること。 (供与する資料) □ 敷地実測図 (貸与する資料) □ 福岡市設計図書作成基準(PDFデータ) □ 建築設計チェックリスト(エクセルデータ) ■ 福岡市小中学校施設整備指針 □ 令和5年度福岡市立学校施設建築モデルプラン等作成業務委託成果品	

委託内容の説明（本件対象項目は右に「○」、対象外項目は「－」）			
業務内容の項目			
基本設計	設計条件等の整理	条件整理	○
		設計条件の変更等の場合の協議	○
	法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	法令上の諸条件の調査	○
		建築確認申請に係る関係機関との打合せ	○
	上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		○
	基本設計方針の策定	総合検討	○
		基本設計方針の策定及び建築主への説明	○
	基本設計図書の作成		○
	概算工事費の検討		○
	基本設計内容の建築主への説明等		○
実施設計	要求の確認	建築主の要求等の確認	－
		設計条件の変更等の場合の協議	－
	法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	法令上の諸条件の調査	－
		建築確認申請に係る関係機関との打合せ	－
	実施設計方針の策定	総合検討	－
		実施設計のための基本事項の確定	－
		実施設計方針の策定及び建築主への説明	－
	実施設計図書の作成	実施設計図書の作成	－
		建築確認申請図書の作成	－
	概算工事費の検討		－
実施設計内容の建築主への説明等		－	
意図伝達	設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等		－
	工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等		－
上記以外で本委託に含まれる項目			
積算業務	－	建築物省エネ法の計画作成	－
建築確認申請手続業務(適判含む)	－	建築物省エネ法の一次エネルギー消費計算業務	－
補助申請に係る申請及び協議	－		－
CASBEE申請	－		－
施設台帳(電子データ)	－	模型等作成	－
リサイクル計画書	－	透視図作成	－
防災拠点等の設計、検討	○	住宅性能評価申請手続き・手数料	－
ライフサイクルCO2検討	－	営繕積算システム(RIBC)利用料(1か月)	－
既存建物調査	○		－
別途業務 (■のものの)	下記の業務は別途業務とするので、当該業務の委託先又は執行先と十分打ち合わせを行い、設計すること。 ☒ 建築本体工事設計業務 ☐ 設備工事設計業務 ☒ 地質調査業務		

地下埋設物調査等に関する特記仕様書

【適用】

地下埋設物が予想される場所において、設計業務等委託を実施する際に添付するものとする。

【設計業務等委託】

○ 設計段階における地下埋設物調査の徹底について

1. 設計箇所及びその周辺に地下埋設物がある場合、その種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料(台帳、竣工図等)と照合し確認するものとする。
特に、破損による影響が広範囲に及ぶ重要な地下埋設物については、管理者と協議を行い詳細な確認を行うものとする。
2. 設計を行う上で、より詳細な情報が必要な場合には、別途、試掘、ボーリング及び地中探査等原位置での調査について、監督員と協議を行うものとする。
3. 地下埋設物の確認については、別紙様式により行い、結果を監督員へ報告するものとする。

○ 近接施工に関する確認・対策の徹底について

1. 設計箇所に近接する地下埋設物等について、その種類、位置、形状、深さ、構造等を確認し、工事による影響について管理者と協議のうえ検討を行うものとする。
なお、対策が必要となった場合には、監督員と協議を行うものとする。
2. 近接の範囲については、各管理者によって異なるため、管理者と協議を行うものとする。

○ 地下埋設物等の設計図への表示の徹底について

設計箇所に影響または近接する地下埋設物等について、その位置関係が分かるよう図面に表示するものとする。

ウィークリースタンスに関する特記仕様書

本業務は、ウィークリースタンスの対象業務である。

実施にあたっては、「ウィークリースタンス実施要領(業務)」に基づき実施するものとする。